

○日本赤十字社宮城県支部石巻市地区赤十字奉仕団等活動助成金交付要綱

平成19年4月1日制定

平成29年6月1日改正

平成31年4月1日改正

令和7年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本赤十字社宮城県支部石巻市地区（以下「市地区」という。）の区域内で赤十字の理想の達成に資する活動を実践する団体に対して交付する日本赤十字社宮城県支部石巻市地区赤十字奉仕団等活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 石巻市赤十字奉仕団規程第4条第1項により設置される奉仕団の分団
- (2) 石巻市赤十字奉仕団規程第4条第2項により設置される奉仕団分団の班
- (3) 前2号に定めるもののほか、日本赤十字社宮城県支部石巻市地区長（以下「市地区長」という。）が認める団体

(対象事業及び対象経費)

第3条 助成対象となる事業は、赤十字奉仕団活動奨励事業推進要綱（平成17年4月6日宮城支組第101号。以下「推進要綱」という。）第2に規定する事業のほか、市地区長が認める事業とする。

- 2 助成対象となる経費は、対象事業の実施に要する当該年度の費用のうち、別表に掲げるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1団体当たり5万円を上限とする。ただし、毎年度市地区長が定める予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 助成金を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、赤十字奉仕団等活動助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市地区事務局を通じて、市地区長へ提出しなければならない。

- 2 市地区長は、申請団体に対し、申請書のほかに必要となる書類の提出を求めることができる。

(交付の決定)

第6条 市地区長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、赤十字奉仕団等活動助成金交付可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請団体に通知するものとする。

(助成金の支給)

第7条 市地区長は、前条の規定により助成金の支給を決定したときは、速やかに申請団体に助成金を支給するものとする。

(使途報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、赤十字奉仕団等活動助成金使途報告書(様式第3号)に市地区長が必要と認める書類を添えて、市地区事務局を通じて、市地区長に提出しなければならない。

(返還)

第9条 市地区長は、偽りその他不正の行為により、助成金の交付を受けたときは、助成金の交付を取り消し又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(申請書等の省略)

第10条 市地区長は、推進要綱に定める助成金の支給対象となる団体に対して、この要綱に定める手続に代え、推進要綱第4に定める手続をもって、助成金を交付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市地区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

助成対象経費

科目	主な内容
消耗品費	文具、用紙等消耗するもの（金券、医薬品、高額な景品や記念品、1万円以上の備品は対象外）
食糧費	食材費、弁当代、茶菓子代（酒類、土産は対象外）
印刷費	資料・チラシ等の印刷代、コピー使用料
通信運搬費	切手、郵便料（電話代、通信料は対象外）
報償費	外部講師謝礼金、技術指導料（申請団体構成員への報償費、賃金、手当ては対象外）
保険料	行事保険、ボランティア保険
使用料	会場・施設使用料、燃料費
その他	上記以外で特に必要と認められる費用

備考 食糧費は1人一回700円を上限とする。

様式第1号（第5条関係）

赤十字奉仕団等活動助成金交付申請書

年 月 日

日本赤十字社宮城県支部石巻市地区長 様

団体名 _____

代表者 住 所 _____

役職・氏名 _____

連 絡 先 _____

赤十字奉仕団等活動助成金の交付を受けたいので、日本赤十字社宮城県支部石巻市地区赤十字奉仕団等活動助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名						
事業を実施する期間						
事業を実施する場所				対象者及び人数		
活動内容及び申請理由						
事業費（予算額）	円			助成金申請額	円	
事業費の内訳	収 入			支 出		
	科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
	計	円		計	円	

助成金振込先口座（※通帳等の写しを添付願います。）

銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店・出張所					
種目・口座番号	普通・当座						
フリガナ							
口座名義人							

第 号
年 月 日

様

日本赤十字社宮城県支部石巻市地区
地区長 

赤十字奉仕団等活動助成金交付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった赤十字奉仕団等活動助成金の交付については、
下記のとおり決定したので、日本赤十字社宮城県支部石巻市地区赤十字奉仕団等活動助成
金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否 可 ・ 否
- 2 否の場合の理由
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付条件等
 - (1)
 - (2)

赤十字奉仕団等活動助成金使途報告書

年 月 日

日本赤十字社宮城県支部石巻市地区長（あて）

団体名 _____

代表者 住 所 _____

役職・氏名 _____

連 絡 先 _____

日本赤十字社宮城県支部石巻市地区赤十字奉仕団等活動助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名						
事業を実施した期間						
事業を実施した場所				対象者及び人数		
活動内容及び事業効果						
事業費（決算額）	円			前渡交付助成金額	円	
事業費の内訳	収 入			支 出		
	科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
		計	円		計	円

添付書類 事業実施時の写真 支出金額を示す領収書等
 その他の書類 **（口にチェックし、添付書類の確認をお願いします。）**